

【資料3－1】流域治水の推進

- ▶あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要
- ▶下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有し、流域治水プロジェクトを充実・強化していく

(これまでの取組み)

- 令和3年度に水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会で府内26ブロックの流域治水プロジェクトを策定
- 令和4年度に流域治水プロジェクトを更新し、令和5年度の水防災連絡協議会で承認を得る予定

◆令和5年度の大坂府の主な取組み◆

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

流域治水プロジェクトの充実・強化

①河川整備計画に基づくハード対策の推進

当面の治水目標達成を目指し、平成22年6月に策定した
「今後の治水対策の進め方」に基づく河川整備計画のメニューを推進
※限られた予算の中で、効果的・効率的に整備を進める方策を検討

河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す

気候変動を踏まえた治水対策の検討

河川整備審議会において現在の治水対策を検証し、
降雨量の増大などを考慮した外力の想定と対応方針を決定
※気候変動の影響を検証し、いつ計画を見直すかを検討

治水専門部会、河川整備審議会の審議を経て方針決定

②洪水浸水想定区域の指定拡大（水防法）

令和4年度末105河川を指定済み。令和6年6月を目標に全河川を指定予定
※指定に伴う警戒避難体制構築のため、水位計・キクルによる水位情報提供の手続きを進める

令和5年度末に31河川を指定

③特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）

寝屋川流域以外に新たに指定を進める
※指定によるハード整備の加速化と規制の強化（概ね5年で指定：国方針）
※市町村のニーズを踏まえて指定検討を進める

指定によるメリット・デメリットを整理し、モデル流域を選定

④リスク周知の継続

洪水リスク等の周知を継続し、令和5年4月から本格運用を開始した
水防災情報システムを活用した避難行動支援を実施
※水防災情報の活用を促進するため、地域ワークショップ・出前講座などの機会をとらえて周知を実施

4月から新システムを運用開始

あらゆる機会をとらえてリスク周知・水防災情報活用を促進

⑤タイムラインの充実

広域タイムラインの運用・振り返りにより充実化と市町村等のタイムライン作成を支援
(令和4年度末：市町村34/43、コミュニティ18市町村63地区)
※すべての市町村でタイムラインが策定されるよう支援

市町村タイムライン

令和5年度末に未策定のタイムライン完成

コミュニティタイムライン

令和5年度末に全市町村1地区で策定

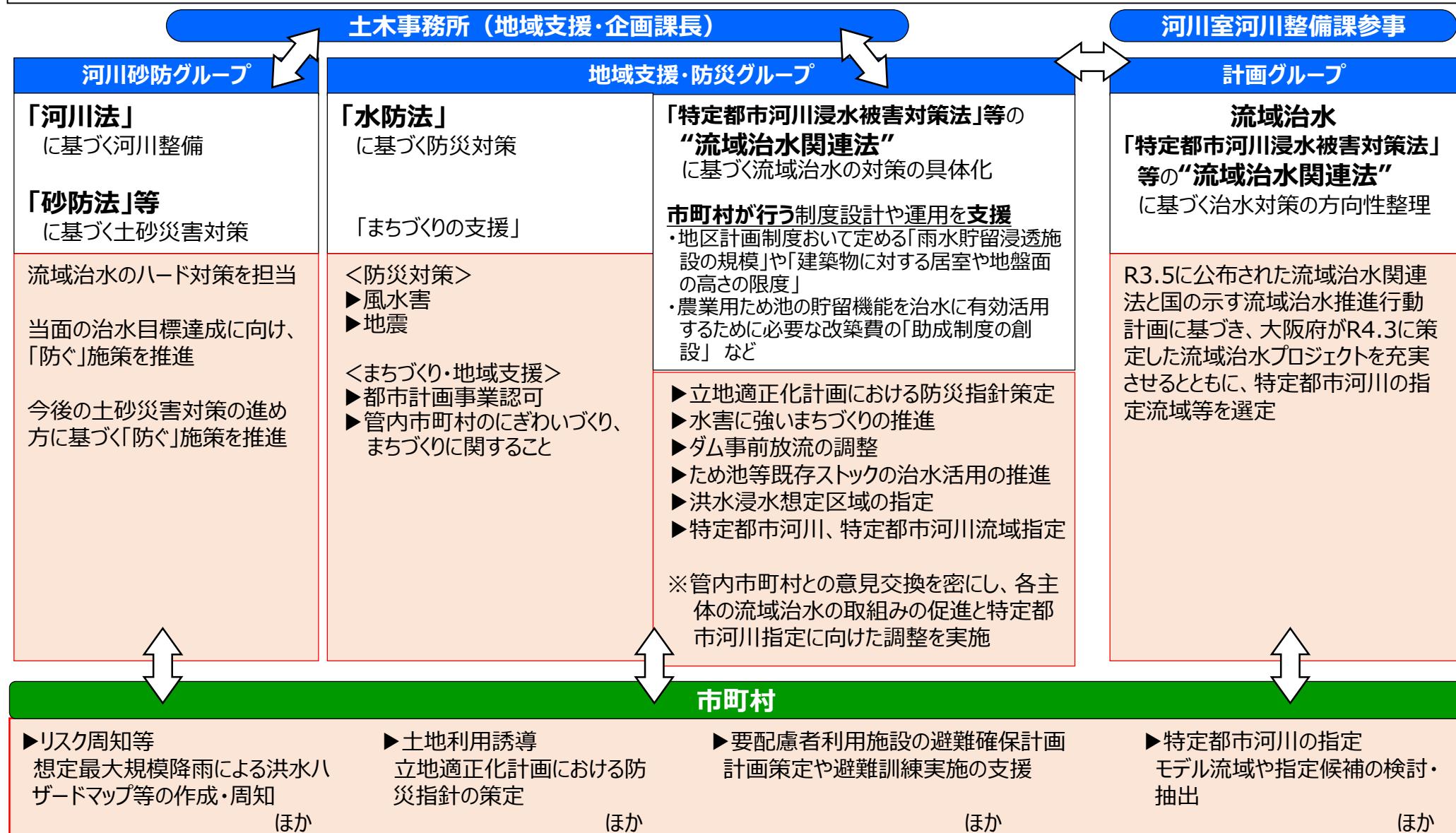
市町村との調整

地区選定、地元調整

策定作業

流域治水の推進

- ▶ 河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
 - ▶ 管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む



流域治水の推進～(参考)特定都市河川指定に関するアンケート～

- ▶ 寝屋川流域を除く37市町村に対し、特定都市河川に関するアンケート調査を実施 (R5.1)
- ▶ アンケートの結果も踏まえ、堺市など10市町で意見交換を実施 (R5.3)

◆ アンケート内容と結果(主なもの)

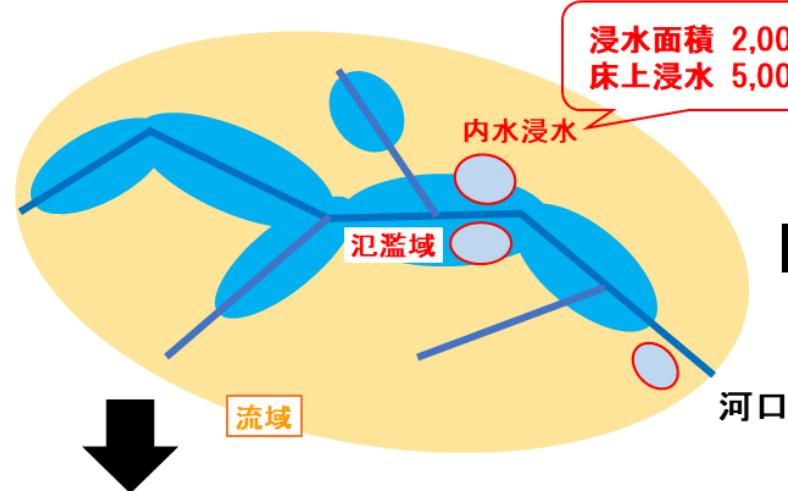
- 保全調節池の指定 ⇒ 指定を検討したい 3市
- 貯留機能保全区域の指定 ⇒ 指定を希望する土地はない 37市町村
- 浸水被害防止区域の指定 ⇒ 指定を希望する土地はない 37市町村
- 特定都市河川の指定 ⇒ 指定に関心があり意見交換を希望する 8市町
- その他の意見(主なもの)
 - ・洪水による浸水地域は、居住誘導区域から除外すべきだが、居住者がいるため、治水対策が必要
 - ・特定都市河川制度と同様に、民間事業者による雨水流出抑制施設の設置を促進していますが、法的根拠のない行政指導であることや税制優遇などのインセンティブがないことから、設置が進まない
 - ・浸水被害が大きい箇所が存在。敷地問題等で貯留施設の設置ができず、解決策が見いだせない
 - ・特定都市河川の指定に伴う土地利用制限が、まちの成長・発展に大きく影響を及ぼすことから、指定を希望しない

◆ 意見交換結果(主なもの)

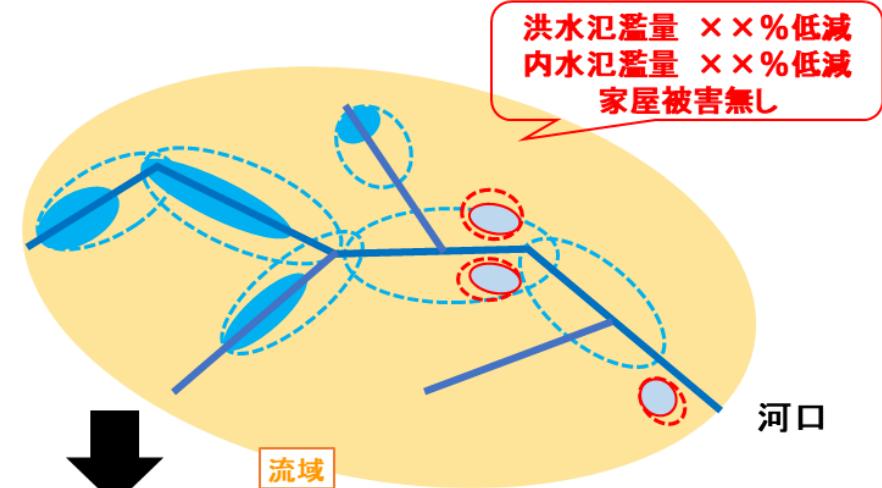
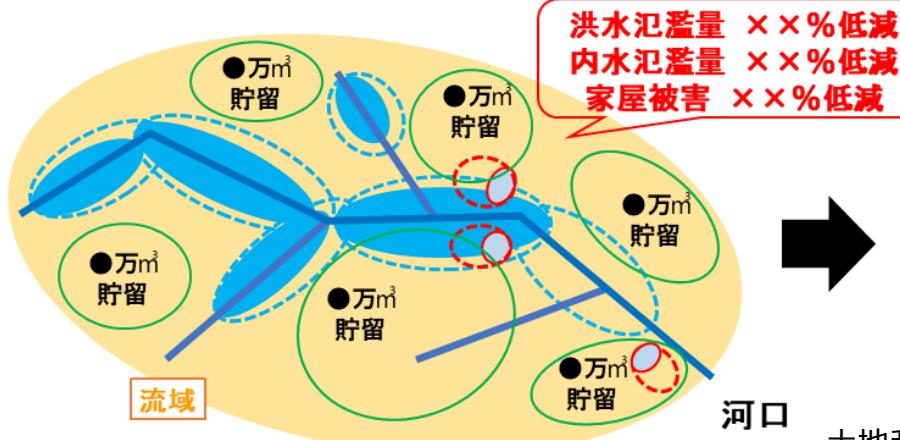
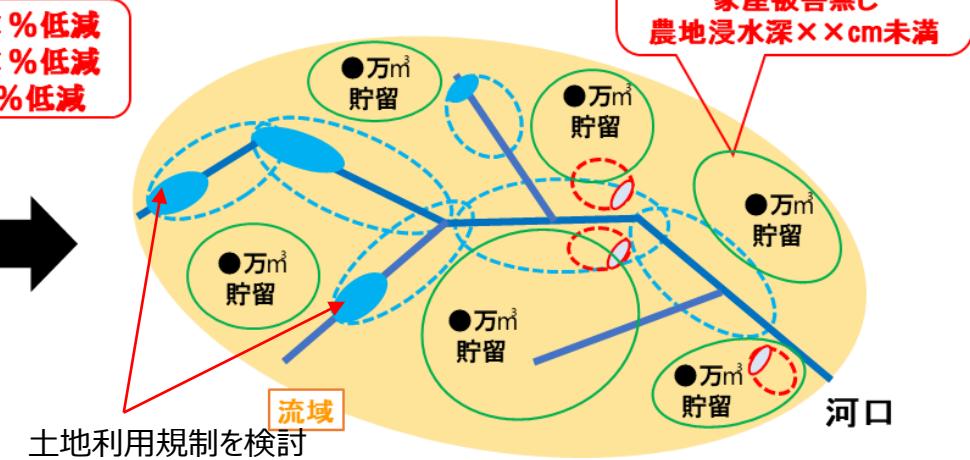
- 流出抑制を行いたいが、中心市街地の雨水の排出先が淀川本川のため、法指定による制度活用のメリットが少ない
- 内水対策に一部課題を抱えている。特定都市河川制度は、市下水としてもメリットが大きい
- 市内で流出抑制を行いたい。特定都市河川の適用可否を考えていた
- 石津川流域の浸水や準用河川の治水対策など課題は多く特定都市河川の適用可否を考えていた
- 河川の背水による水路の溢水が懸念。寝屋川流域のような流出抑制がしたい
- 特定都市河川制度により、地元で不要となった、ため池を治水活用できないか
- 内水に課題がある地区があるが、抜本的な対策ができない。ため池を活用できないか考えている
- 市内全てが市街化区域であり、流出抑制施設を整備する土地がない

- ▶内水及び外水の現況のリスク、施設整備（河川・下水）後のリスクを評価
- ▶流域対策による効果を検証し、内水浸水に対する流域対策のメリットを提示
- ▶残るリスクについて土地利用規制等を検討

現況 (R4年：河川整備が完了する迄)



河川整備完了後 (R 20年以降)

現況 (R4年：河川整備が完了する迄)
+流域対策を実施した場合河川整備完了後 (R 20年以降)
+流域対策を実施した場合

(資料3-2)令和5年度 三島地域水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進スケジュール（案）

(令和5年度の流域治水プロジェクト推進スケジュール表の作成について)

流域治水プロジェクトの各施策を計画的に進めるため、各市町村の主要な取組について令和5年度のスケジュールを作成、水防災連絡協会で共有し、プロジェクトを推進していく予定です。